

水 と 生 活

2020.12
No.172

さいたま市水道だより



さいたま市水道局の 災害対策を 知っておこう!!

次のようなときは、水道局電話受付センターへお問合せください

- 共同住宅の世帯数異動があったとき…………… 共同住宅として認定された建物で世帯数が増減となったとき。
- 使用中止の水道を工事などで使いたいとき…………… 使用中止の水道を、リフォームや家の取り壊しなどで一時的にお使いになるとき。
- 引っ越しなどで、新たに水道を使い始めるとき、あるいは水道の使用をやめるとき

水道料金の減額について

次に該当する水道使用者(給水契約者)の方は、お申込みにより1か月の水道料金のうち口径13ミリの基本料金相当額を減額することができます。なお、給水契約者以外の方は、取り扱いが異なります。 ※下水道使用料についても、併せて減免されます。

- 生活保護法により生活扶助を受給されている方
- 水道を使用する方全員の市民税・県民税が非課税の世帯
- 児童扶養手当を受給されている方
- 東日本大震災により被災された方

水道局電話受付センター

水道に関するお問合せ、お引越越し、ご契約者変更などのお届けは、水道局電話受付センターまでご連絡ください。

☎ 048-665-3220 FAX 048-665-5536

※番号をよくご確認の上、お間違えのないようにおかけください。

午前8時から午後9時まで(年中無休)

道路漏水を発見したら(携帯電話からもつながります)



0120-189-240 24時間365日対応

さいたま市水道局 ▶▶▶ <https://www.city.saitama.jp/001/006/002/index.html>

